

労働者派遣個別契約書（案）

支出負担行為担当官 近畿地方環境事務所総務課長 松本 行央（甲）と（乙）とは、令和 年 月 日付けで、甲・乙間で締結した労働者派遣基本契約書に基づき、次の就業条件のもとに、労働者派遣を行うものとする。

業務内容	令和7年度近畿地方環境事務所自然環境整備課の業務に係る派遣業務
派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度	役職無し、付与される権限無し
就業場所の名称及び所在地等	仕様書のとおり
組織単位の名称	近畿地方環境事務所 自然環境整備課
組織単位の長の職名	近畿地方環境事務所 自然環境整備課 課長
派遣就業期間	仕様書のとおり
就業時間	仕様書のとおり
時間外、休日労働	時間外労働 →原則無し（ただし、依頼する場合は1日1時間以内） 休日労働 →原則無し（ただし、依頼する場合は1ヶ月に1日かつ9：15～18：00の範囲内）
安全、衛生その他	「労働安全衛生法」及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件に関する法律」に定めによる。
福利厚生等	食堂、休憩所等の施設無し
派遣元 責任者 苦情責任者	
派遣先 責任者 指揮命令者 苦情責任者	仕様書のとおり
派遣従業員数等	1名
派遣基本料金	1時間当たり金 円 （上記金額に100分の10を乗じて得た額（円未満切捨て）を消費税額及び地方消費税額として別途支払うものとする。） 時間外勤務の単価は、基本単価の25%増。月の時間外勤務が60時間を超えた場合の単価は、その超えた部分について基本単価の50%増。また、勤務が深夜（22時以降）におよぶ場合の単価は、さらに25%増（時間外勤務と深夜勤務が重なった場合の単価は、基本単価の50%増又は75%増）。 法定内休日勤務は基本単価の35%増。 派遣料金の計算期間は、月の初日から末日までの1か月とし、各月毎に就業時間を算出する（30分未満の端数は切捨て、30分以上は切上げ）。 支払金額の端数処理は、1時間当たりの割増単価については1円未満の端数処理を行わず、月額小計に消費税を加算した際に1円未満の端数を切り捨てる。
支払条件	請求書受領後30日以内
請求書送付先	〒530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階 近畿地方環境事務所総務課
苦情処理及び中途解除	苦情処理については、派遣元・派遣先が連携し、各々の苦情責任者を中心に、誠意を持って適切かつ迅速に処理するものとする。 中途解除については、1ヶ月前までに相手に通知すること。
派遣労働者を無期雇用又は60歳以上に限定するか否か	否
労使協定の対象となる派遣労働者に限定するか否か	否
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	本契約期間中に、同一業務について職員として採用するための公募（当該派遣労働者を対象に含む）を行う際及び公募後、当該派遣労働者を採用する際は、派遣元に通知するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 大阪市北区天満橋 1－8－7 5 桜ノ宮合同庁舎 4 階
支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所総務課長 松本 行央 印

(乙) 印

〔一般労働者派遣事業許可番号〕
派 ー